

# 青森県報

号外第百三三号

平成十四年十一月二十日(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県鉄道施設条例施行規則……………(並行在来線  
対策室)……………一

### 告 示

自動車専用道路の指定……………(道 路 課)……………四

## 規 則

青森県鉄道施設条例施行規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十四号

青森県鉄道施設条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県鉄道施設条例(平成十四年十月青森県条例第七十号。以下「条例」といふ。)の施行に関し必要な事項及び条例第一条第一項に規定する鉄道施設(以下「鉄道施設」といふ。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (駅の供用時間)

第二条 駅の供用時間は、当該駅における旅客列車の始発の時刻の三十分前から終発の時刻の三十分後までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (使用の許可の手続)

第三条 条例第二条の規定による使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を青森県鉄道管理事務所の所長(以下「鉄道管理事務所長」といふ。)を経由して知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 二 使用目的
- 三 使用開始希望年月日

### (鉄道施設の保守等に要する経費)

第四条 条例別表第一の一のイの(1)に規定する規則で定める経費は、別表第一のとおりとする。

2 条例別表第一の一のイの(2)に規定する規則で定める経費は、別表第二のとおりとする。

3 条例別表第一の一のイの(3)に規定する規則で定める経費は、別表第三のとおりとする。

4 条例別表第一の一のイの(4)に規定する規則で定める経費は、当該年度に要した本庁の並行在来線に係る業務を担当する職員及び青森県鉄道管理事務所の職員の人件費並びに青森県鉄道管理事務所の業務費(前三項に掲げる経費を除く。)とする。

### (使用料の納入方法)

第五条 条例第四条第一項の使用料は、毎年度、次の各号に掲げる使用料の額を当該各号に定める日までに納入しなければならない。ただし、知事が特別の理由がある

と認めて別に納入すべき日を指定したときは、この限りでない。

一 四月から六月までの使用料として知事が定める方法により算出した額 四月十日

二 七月から九月までの使用料として知事が定める方法により算出した額 七月十日

三 十月から十二月までの使用料として知事が定める方法により算出した額 十月十日

四 一月から三月までの使用料として知事が定める方法により算出した額 翌年度の四月十日

(使用料の減免の申請)

第六条 条例第五条第一項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(別記様式)を鉄道管理事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(報告)

第七条 条例第二条の規定による使用の許可を受けた者は、当該施設の使用の計画、実績等を書面により鉄道管理事務所長を経由して知事に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。

2 条例附則第三項に規定する規則で定める者は、青い森鉄道株式会社とする。

3 条例附則第三項に規定する規則で定める期間は、この規則の施行の日から東京都と青森市とを連絡する新幹線鉄道のうち八戸市と青森市とを連絡する区間の開業の日の前日までとする。

4 条例附則第三項に規定する規則で定める金額は、青い森鉄道株式会社の当該年度末において見込まれる当該年度の経常損失の額に相当する額とする。

別表第一(第四条関係)

区分	工 事 種 別 等	金 額
保線 関係	並まくら木交換 分岐まくら木交換 橋まくら木交換	当該工事種別等ことの当該年度に要した額に百分の七十を乗じて得た額
	PC修繕	当該工事種別等ことの当

土木 関係	土木 関係	土木 関係
踏切仮撤去復旧 踏切修繕	伸縮継ぎ目前後の溶接 PCまくら木交換 レール遊間整正 ロングレール設定替え 除草 踏切改良 道床安定剤散布 除雪 凍上作業	橋りょう修繕(ペイントによる塗装に限る。) 盛土及び切り修繕 災害要注箇所除草等 法面修繕 土留壁修繕 排水設備修繕 ご線橋修繕 トンネル防水修繕 下水修繕 乗降場設備修繕 鉄道林保守 土木構造物検査 除雪 土留壁改良 排水設備改良 水位計等改良 落石及び雪崩止めさく修繕
該年度に要した額に百分の五十を乗じて得た額	該年度に要した額	当該年度に要した額

別表第二 (第四条関係)

区分	工 事 種 別 等	金 額
電気設備	線路災害警備等 線路災害復旧費 (災害保険料及び応急復旧費を含む。)	当該年度に要した額
電気設備	電気設備 吊架線修繕 ポイントヒーター修繕 変電所信号その他の電力料金 電車線路付属設備修繕 照明設備修繕 一般用電力料金 電気転てつ器及びレールボンド修繕 信号保安設備修繕 踏切保安設置修繕 コンクリート柱取替え 駅照明電力料金 配電盤及び配電線路修繕 (小変圧器及び中変圧器を含む。) 信号保安設置修繕 踏切保安設備修繕 通信設備修繕 電気設備検修 (電力設備に限る。) 電気設備検修 (通信設備に限る。)	当該年度に要した額
保線関係	ロングレール交換 (ロングレール化を含む。) 定尺レール交換 損傷レール交換 分岐器全交換 (分岐器弾性化を含む。) 接着絶縁レール及び伸縮継ぎ目交換 分岐器部分交換 道床交換 道床補充 マルチプルタイタンパーによる軌道整備 バラストレギュレーターによる軌道整備	当該年度に要した額

別表第三 (第四条関係)

区分	工 事 種 別 等	金 額
土木関係	支障箇所突き固め 総突き固め 締結装置補修 スイッチマルチプルタイタンパー突き固め 並まくら木交換 分岐まくら木交換 橋まくら木交換 PC修繕 踏切板撤去復旧 踏切修繕 砕石の工費用臨時列車運行 レールの工費用臨時列車運行 橋りょう修繕 (ペイントによる塗装を除く。)	当該年度に要した額
電気設備	変電設備修繕 変電所設備取替えの地方債元本償還分	当該年度に要した額
電気設備	トロリー線張替え トロリー線修繕	当該年度に要した額

別記様式（第6条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名  
稱及び代表者の氏名）  
⑤

使用料減免申請書

下記のとおり使用料の減免を受けたいので、青森県鉄道施設条例施行規則第6条の規定により申請します。

記

使用する場所	
使用する行政財産の区分	
使用する面積等	
使用の目的	
使用許可期間	
使用料の額	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

告 示

青森県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十二月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道 一〇一号	南津軽郡浪岡町大字徳才字山本一〇五の三 から 五所川原市大字福山字広富四五の四まで	平成十四・一・三

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東興印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二百十五円一銭